

○土佐清水市水産業振興事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、総合的な水産業の振興を図る為に、漁業協同組合及び漁業者グループ等（以下「漁協等」という。）が行う多様な取組みに対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては土佐清水市補助金交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象及び補助率)

第2条 補助金の対象及び補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。（規則第2条の規定による。）

- (1) 市長は、前記の申請を受理し、補助金を交付が適当であると認められた時は補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- (2) 沿岸漁業対策事業の対象となる漁業就業者は、市税等の納付状況調査のため同意書（様式第7号）を提出しなければならない。

(補助金の条件)

第4条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業は、補助金交付の決定を受けた年度内に完了させなければならない。
- (2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた年度内に完成させ、補助事業完了後の翌年から5年間は保管しなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、また効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者が管理するとともに、補助金交付目的に沿って効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助の対象となる技術
- (5) 沿岸漁業対策事業の対象となる漁業就業者は、市税等を滞納していないとする。

(計画の変更)

第5条 事業の実施にあたり、次に掲げる項目の変更を行おうとする場合は、事前に事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- ア 事業費が交付決定額を超える場合
- イ 事業内容を変更する場合
- ウ 事業の中止及び廃止する場合

- (1) 市長は、前記の申請を受理し、変更を認められた時は補助金等変更決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、事業が完了した場合は、実績報告（様式第5号）を補助事業完了の日から起算して30日を経過した日または補助金交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに1部を市長に提出しなければならない。（規則第10条第1項の規定による。）

(補助金の支払い)

第7条 補助金交付の決定通知を受けた者が、補助金の請求をしようとするときは補助金請求書（様式第6号）を市長に提出し、市長は請求の内容が適当と認めた場合は受理後40日以内に補助金を支払うものとする。また、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、概算払及び前金払することができる。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に該当するときは補助金を返還させることができる。

- (1) 虚偽または不正な申請により、補助金の交付を受けた場合。
- (2) その他、市長が補助金を返還させることが適当と認めた場合。

(附 則)

この要綱は、平成13年 8月 8日から施行する。

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年11月 1日から施行する。

別表

事業種目	事業主体	事業種類	基本補助率	摘要
栽培漁業推進事業	漁業協同組合・その他市長が特に認めた団体	稚貝稚魚放流事業 上記事業に類する事業	1/2以内※1	
有害動植物駆除事業		シャークハント事業 上記事業に類する事業	1/3以内	補助金上限額350千円
沿岸漁業対策事業		漁船購入支援事業 上記事業に類する事業	1/2以内	補助金上限額 新船購入：500千円 中古船購入：250千円

漁業等関係団体活動 支援事業	水産振興協議会運営 活動事業 上記事業に類する事 業	定額	
特認事業	水産業振興上、市長 が特に必要と認める 事業	市長が別に 定める。	

※1：魚種及び事業費により補助率が変動する。